

# 畜産経営体質強化支援資金のご案内

○「畜産経営体質強化支援資金」は、意欲ある畜産農家の経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利（当初5年間は無利子）の一括借換資金です。

## 畜産経営体質強化支援資金

### 融資対象者

畜産クラスター計画及び熊本地震対応畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者のうち、酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者であって、畜産経営体質強化計画について知事承認を受けた者

### 資金使途

借入希望者が借り入れた畜産経営に必要な資金の借換え  
※負債整理を目的とする資金（畜産特別資金など）は借換えの対象外です。

### 利率

0.10%（貸付当初5年間は無利子）（H28年12月1日現在）  
※最新の金利については、農林漁業関係制度資金の概要ページから入手できます。

### 償還期限

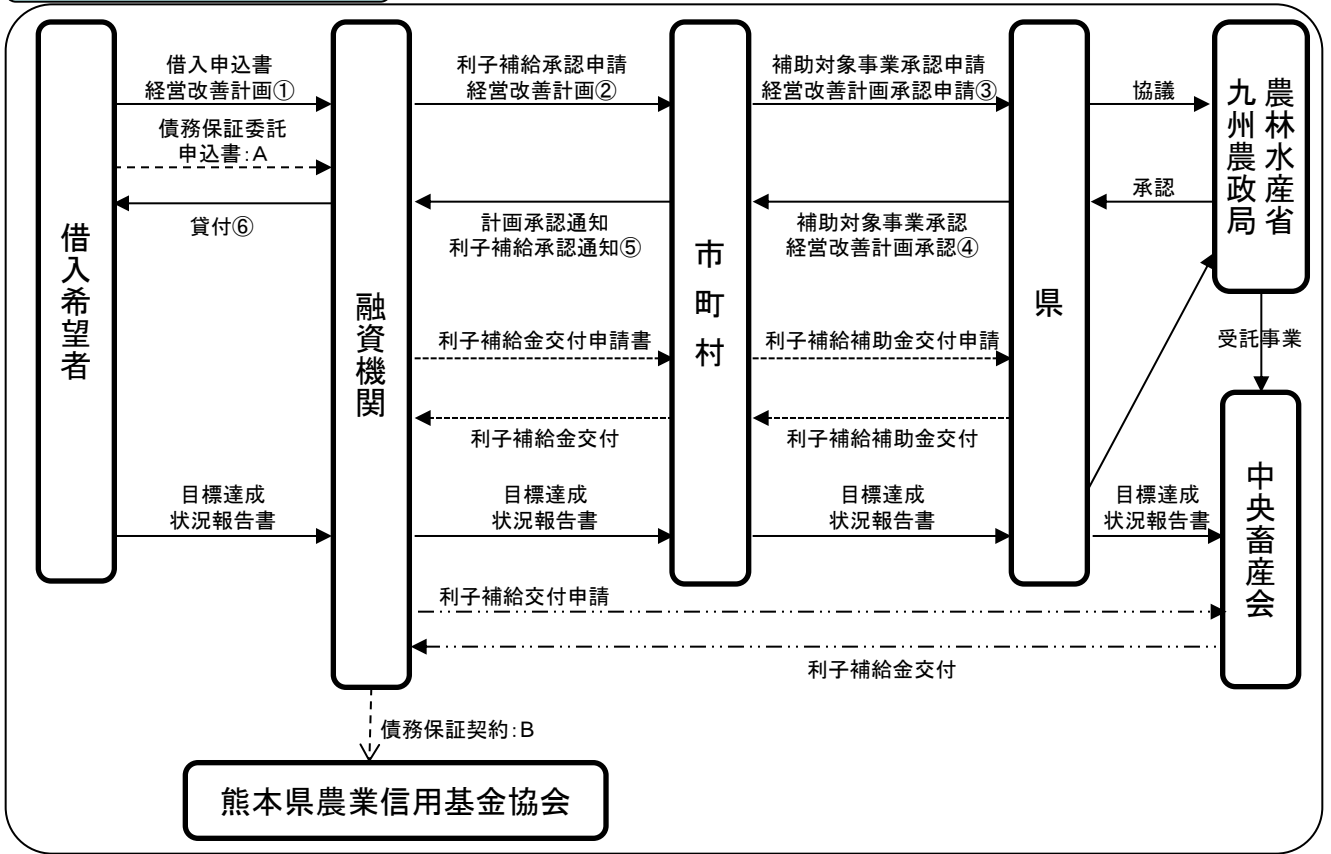
酪農及び肉用牛25年以内（うち据置5年以内）  
養豚15年以内（うち据置5年以内）

○「畜産経営体質強化支援資金」の融資対象者は、規模拡大等による新たな経営展開を図るための畜産経営体質強化計画を作成し、その計画達成に向けて取り組む者であって、以下の要件に該当する方です。

〔要件〕 次の1から5までのすべての要件を満たす者

- 次のいずれかに該当すること。
  - 認定農業者（クラスター計画の中心的な経営体となることができない合理的な事由がある場合に限る。）
  - クラスター計画に定める中心的な経営体
  - 熊本地震対応畜産クラスター計画における中心的な経営体
- 簿記記帳を行っているか又は行うことが確実に見込まれること。
- 酪農、肉用牛又は養豚経営を今後とも長期に継続（後継者が継続する場合を含む。）するとともに、経営の改善に積極的に取り組む意欲と能力を有しており、畜産経営体質強化計画につき県知事の承認を受けていること。
- 償還負担を軽減することにより、畜産経営体質強化計画の達成が可能であり、かつ、体質強化支援資金の借入年度以降において、体質強化支援資金を含む全ての債務の約定償還金の返済が可能であること。
- 法人にあつては、(1)農事組合法人、(2)農業者等が社員の過半を占める持ち分会社、(3)農業者等が株主であつて、株主総会が50人以下の株式会社、(4)農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、農業者等又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの、(5)その他都道府県知事が地方農政局長と協議して認めた法人のいずれかであること。

# 借入れ等の手続



○資金に関する詳しい相談は、最寄りの広域地域本部・地域振興局または、金融機関（農協等民間金融機関）までお問い合わせください。